

令和 2 年度

名取市教育委員会
点検・評価報告書

名取市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 3 年 12 月 1 日

名取市教育委員会

目 次

| | |
|---|----|
| I 点検・評価の概要 | 1 |
| (1)経緯 | |
| (2)目的 | |
| (3)対象事務事業 | |
| (4)学識経験者の知見の活用 | |
| II 教育委員会の会議等活動状況 | 2 |
| (1)教育委員会会議の開催 | |
| (2)教育機関訪問 | |
| III 事務事業点検・評価の結果 | 7 |
| 1 生涯学習振興施策の推進 | |
| ① 生涯学習推進体制の充実 | 8 |
| ② 学びのきっかけづくりと多様なニーズに応じた学習機会の拡充 | 10 |
| ③ 学びでつながるまちづくりの推進 | 11 |
| ④ 学習環境の整備充実 | 12 |
| 2 学校教育の充実 | |
| ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教育課程の編成と | 13 |
| 実施に努め、教育目標の具現化を図るとともに、特色ある学校づくりを 推進する。 | |
| ② 指導体制を確立し、児童生徒の理解に基づく生徒指導と進路指導の | 14 |
| 充実・強化を図る。 | |
| ③ 研修の質の充実と機会の拡充により、教職員の能力及び資質の向上 | 15 |
| を図る。 | |
| ④ 地域の実態に即した、ゆとりと潤いのある教育環境の整備充実を図る。 | 16 |
| 3 社会教育の充実 | |
| ① 地域、学校、関係機関等、多様な主体による協働、連携した学習 | 17 |
| 活動の支援。(社会教育全般) | |
| ②-ア 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援 | 18 |
| 及び学習環境整備。(公民館事業) | |
| ②-イ 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援・ | 19 |
| 及び学習環境整備。(公民館の整備) | |
| ②-ウ 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援 | 20 |
| 及び学習環境整備。(図書館事業) | |
| 4 文化芸術の振興 | |
| ① 歴史的風土に培われた伝統文化を生かし、文化芸術を身近なものとして | 21 |
| 市民文化活動の裾野を広げるための新たな地域文化の振興を図る。 | |
| ②-ア 先人の遺した貴重な文化遺産の保存・継承と活用を図る。(文化財事業) | 22 |
| ②-イ 先人の遺した貴重な文化遺産の保存・継承と活用を図る。 | 23 |
| (歴史民俗資料館事業) | |
| 5 スポーツの振興 | |
| ① 市民総参加のスポーツ活動の振興を図る。 | 25 |
| ② スポーツ団体・クラブの育成に努める。 | 27 |
| IV 東日本大震災からの復興支援の取組み | 29 |
| V 新型コロナウイルス感染症への対応 | 30 |
| VI 学識経験者の意見 | 37 |

I 点検・評価の概要

(1) 経緯

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等により、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いすべての教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに、公表することが規定されました。

<参考> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 目的

教育委員会は首長から独立した中立的な立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関となっています。

教育委員会の事務事業の点検・評価を行うことにより効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

(3) 対象事務事業

教育委員会の点検・評価は、令和 2 年度名取市教育基本方針において重点施策として掲げた 14 項目について点検・評価を行うとともに、教育委員会の会議等活動状況についても報告します。

(4) 学識経験者の知見の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定による有識者の知見の活用については、教育委員会が行った点検・評価の結果について、学識経験者 2 名の意見を聴取しました。

学識経験者の選任にあたっては、本市にゆかりのある方で教育行政に識見の高い方の知見の活用を考慮しました。

II 教育委員会の会議等活動状況

○教育長・教育委員(令和2年度未在籍)

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----------|-------|---------------|
| 教育長 | 瀧澤信雄 | (平成26年4月1日~) |
| 教育長職務代行委員 | 佐藤俊隆 | (平成30年10月1日~) |
| 委員 | 浅野かおる | (平成28年10月1日~) |
| 委員 | 洞口ひろみ | (平成29年10月1日~) |
| 委員 | 荒井龍弥 | (令和元年10月1日~) |

(1)教育委員会会議の開催

名取市教育委員会会議規則第4条の規定により、定例会を毎月1回、また、臨時会は必要に応じて開催しており、令和2年度の会議開催状況は次のとおりです。

| 開催期日 | 会議の区分 | 議事等 | 内 容 |
|--------------|--------|--------|--|
| 令和2年4月24日(金) | 第4回定例会 | 専決事務報告 | <ul style="list-style-type: none">・教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について・名取市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について・名取市市史編さん準備室設置規程の制定について・名取市教育委員会行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について・名取市教育委員会行政組織機構の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示の制定について・名取市青少年相談員及び名取市街頭巡回青少年指導員の設置に関する要綱の制定について・名取市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する告示の制定について・名取市屋外体育施設管理要綱の一部を改正する告示の制定につ |

| | | | |
|----------|--------|--------------------------------------|--|
| | | | <p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名取市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・名取市学校給食の運営に関する規則の一部を改正する規則 ・名取市学校給食費補助金交付要綱の制定について ・名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について |
| 5月29日(金) | 第5回定例会 | 専決事務報告 議案第9号 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第3号)(教育費)に対する意見について ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に対する意見について ・名取市学校給食運営審議会委員の人事について ・名取市図書館協議会委員の人事について ・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求の諮問について |
| 6月22日(月) | 第6回定例会 | 専決事務報告 議案第10号 議案第11号 議案第12号 | <ul style="list-style-type: none"> ・名取市心身障害児就学指導委員会委員の人事について ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第5号)(教育費)に対する意見について ・名取市スポーツ推進審議会委員の人事について |
| 7月9日(木) | 第1回臨時会 | 議案第14号 | ・令和3年度使用教科用図書の採択計画について |

| | | | |
|-----------|---------|------------------|---|
| 7月30日(木) | 第7回定例会 | 専決事務報告 議案第15号 | ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第6号)(教育費)に対する意見について ・名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について ・財産の取得(名取市小・中・義務教育学校学習用端末機器等)についてに対する意見について ・令和3年度使用教科用図書の採択に係る承認について |
| 8月26日(水) | 第8回定例会 | 議案第16号 議案第17号 | ・令和2年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第7号)(教育費)に対する意見について |
| 9月29日(火) | 第9回定例会 | 専決事務報告 議案第18号 | ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に対する意見について ・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について |
| 10月29日(木) | 第10回定例会 | 議案第19号 | ・令和3年度学校給食費の適正額についての諮問について |
| 11月15日(日) | 第2回臨時会 | (教育長報告) | ・第一中学校生徒の感染に伴う対応について |
| 11月26日(木) | 第11回定例会 | 専決事務報告 | ・財産の取得(液晶テレビ及び移動式単焦点プロジェクタ)についてに対する意見について ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第10号)(教育費)に対する意見について ・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等について(その |

| | | | |
|--------------------|---------|---|---|
| | | | <p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2) ・令和元年度教育委員会点検・評価について |
| 12月23日(水) | 第12回定例会 | 専決事務報告 議案第 20 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求の諮問について(その1) ・個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求の諮問について(その2) ・名取市教育振興基本計画について |
| 令和3年 1月 28 日(木) | 第1回定例会 | 議案第 1 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度学校給食費について |
| 2月 12 日(金) | 第2回定例会 | 専決事務報告 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度名取市一般会計予算(教育費)に対する意見について ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に対する意見について ・名取市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例に対する意見について ・名取市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について ・令和3年度名取市教育基本方針について ・県費負担教職員人事異動の内申について |

| | | | |
|----------|--------|--------|---|
| 3月18日(木) | 第3回定例会 | 専決事務報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について ・令和2年度名取市一般会計補正予算(第13号)(教育費)に対する意見について ・令和3年度名取市一般会計補正予算(第1号)(教育費)に対する意見について ・名取市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について ・名取市児童生徒等就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について ・県費負担教職員人事異動の内申について ・教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について |
| | | 議案第 5号 | |
| | | 議案第 6号 | |
| | | 議案第 7号 | |
| | | 議案第 8号 | |

※令和2年度:定例会12回 臨時会2回

(2)教育機関訪問

名取市内に設置されている教育機関並びに教育委員会の所管する小学校、中学校、公民館等の教育機関を訪問し、教育委員と所属長との意見交換等を行っています。

令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の影響により、規模を縮小し、次のとおり実施しました。

| 実施期日 | 訪問先 |
|---------------|-----------------|
| 令和2年6月22日(月) | まなウェルみやぎ(教科書閲覧) |
| 令和2年10月29日(木) | 歴史民俗資料館 |

III 事務事業点検・評価の結果

点検・評価の対象とした事務事業は、令和2年度名取市教育基本方針の5つの分野における重点施策として掲げた下記の14項目ごとに、「事業の概要」、「事業の実施状況」、「事業の効果等」、「事業の課題・改善策」について、各担当課が素案を作成し、教育委員の点検・評価を経て作成しました。

また、令和2年度中の東日本大震災からの復興に向けての取り組み状況、新型コロナウィルス感染症への対応状況を記載しています。

記

○令和2年度名取市教育基本方針に掲げる重点施策

1 生涯学習振興施策の推進

- ① 生涯学習推進体制の充実
- ② 学びのきっかけづくりと多様なニーズに応じた学習機会の拡充
- ③ 学びでつながるまちづくりの推進
- ④ 学習環境の整備充実

2 学校教育の充実

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教育課程の編成と実施に努め、教育目標の具現化を図るとともに、特色ある学校づくりを推進する。
- ② 指導体制を確立し、児童生徒の理解に基づく生徒指導と進路指導の充実・強化を図る。
- ③ 研修の質の充実と機会の拡充により、教職員の能力及び資質の向上を図る
- ④ 地域の実態に即した、ゆとりと潤いのある教育環境の整備充実を図る。

3 社会教育の充実

- ① 地域、学校、関係機関等、多様な主体による協働、連携した学習活動の支援。
- ② 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援及び学習環境整備。(ア公民館事業、イ公民館の整備、ウ図書館の整備)

4 文化芸術の振興

- ① 歴史的風土に培われた伝統文化を生かし、文化芸術を身近なものとして市民文化活動の裾野を広げるための新たな地域文化の振興を図る。
- ② 先人の遺した貴重な文化遺産の保存・継承と活用を図る。(ア文化財事業、イ歴史民俗資料館事業)

5 スポーツの振興

- ① 市民総参加のスポーツ活動の振興及びスポーツ施設の充実を図る。
- ② スポーツ団体・クラブの育成に努める。

令和 2 年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | |
|-----|---------------|
| 項目 | 1 生涯学習振興施策の推進 |
| 担当課 | 教育部生涯学習課 |

重点施策 ① 生涯学習推進体制の充実

事業の概要

○生涯学習の推進体制

- ・生涯学習推進本部

生涯学習振興計画の策定及び生涯学習施策の総合企画調整。

- ・生涯学習推進協議会

生涯学習振興についての協議及び本部長への意見・提言。

事業の実施状況

○生涯学習推進本部の開催

①令和 2 年 6 月 22 日(月)9:45~10:30

(報告)

- ・名取市生涯学習推進本部会議設置要綱の一部改正について
- ・令和元年度事業の報告について

(協議)

- ・名取市生涯学習推進協議会委員の委嘱について
- ・名取市生涯学習振興計画重点施策の推進について
- ・名取市生涯学習振興計画概要版の作成について
- ・令和 2 年度事業の予定について

②令和 2 年 10 月 30 日(金)16:00~16:45

(協議)

- ・令和 2 年度生涯学習推進大会について
- ・名取市生涯学習振興計画施策の推進について
- ・今後のスケジュールについて

③令和 3 年 3 月 30 日(火)11:30~12:00

(報告)

- ・令和 2 年度生涯学習推進大会開催結果報告について

(協議)

- ・「名取市マナビィ講師派遣事業」出前講座について
- ・名取市生涯学習振興計画施策の推進について

○生涯学習推進協議会の開催

①令和 2 年 11 月 19 日(木)10:00~11:45

(協議)

- ・令和 2 年度生涯学習推進大会について
- ・名取市生涯学習振興計画施策の推進について
- ・今後のスケジュールについて

○なとりまなびフェスティバル(生涯学習推進大会)の開催
・日時:令和3年2月13日(土)午後1時00分~午後3時40分
・場所:名取市文化会館・大ホール
・来場者:300名
・内容:第一部:市内活動団体舞台発表(5団体)、第二部:事前収録上映による講演
 講師 津軽三味線奏者 浅野 祥氏
 テーマ「津軽三味線から学ぶ~人との出会いと生涯学習~」
 ホワイエ:マナビィ宅配便・市民講師による作品展示(4名)、
 自主企画講座受講生による作品展示(2団体)

○市広報や市 Web サイトにおいて、生涯学習の振興及び「マナビィ講師派遣事業」を推進するため、隨時 PR を行った。

事業の効果等

○新型コロナウイルス感染症の影響により、公民館祭等での発表の場が失われていたが、なとりまなびフェスティバルの開催により、公民館利用者の成果発表の場の提供や、マナビィ市民講師の活動実践紹介など、生涯学習の周知・啓発を図る場として効果的な機会となった。

事業の課題・改善策

○生涯学習の振興を図るため、「生涯学習振興計画」の策定を行った。新たな計画に基づいた各施策が適切に実施されるよう、各課への進捗管理を行っていきたい。

○なとりまなびフェスティバル(生涯学習推進大会)の開催では、第二部講演講師として津軽三味線奏者 浅野氏を予定したが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、事前収録上映となつた。アンケート結果からは、生で演奏を聞きたかったとの声を多数頂戴した。再度、機会を見て、浅野氏を招聘できる機会を作りたい。また、ネームバリューのある生涯学習振興にふさわしい講師を引き続き招聘できるよう、アンテナを張り、情報をキャッチしていきたい。

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| 項目 | 1 生涯学習振興施策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|---------------------|------|---------|------|--|------|------|------|-----|-------------|------|---------|---------|------|---------------------|------|-------|
| 担当課 | 教育部生涯学習課 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重点施策 | ② 学びのきっかけづくりと多様なニーズに応じた学習機会の拡充 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○各ライフスタイルに応じた学習の促進 ・社会情勢の変化と市民一人ひとりの価値観の多様化を考慮し、市民のニーズやライフスタイルにあった学習プログラムを提案する。</p> <p>○学習機会提供の拡充 ・市民の多様な学習ニーズに応じた幅広い、質の高い学習プログラムの学習機会の提供を行うため、Web サイトの充実やマナビィ講師派遣事業の冊子作成など学習情報の提供を図る。大学等との連携による市民大学講座の実施により、高度な学習機会の提供を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○各ライフスタイルに応じた学習の促進 ・「市民大学講座」 高等教育機関の教育機能(施設・人材)を生かし、高度な学習機会を提供する。 委託先:尚絅学院大学 会場:尚絅学院大学、地域連携交流プラザ(イオンモール名取内) 全4回(10月25日(16名)、11月28日(8名)、12月8日(15名)、12月12日(13名))</p> <p>○学習機会提供の拡充 ・生涯学習グループの「自主企画講座」(2 グループ、計 8 回、延べ 254 人参加) 「みんなで楽しくしよう会」、「造形クラブ スペラ屋根裏らぼらとりい」の 2 グループの企画講座を実施。 ・マナビィ講師派遣事業</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">講師種別</th> <th style="text-align: center;">実施回数</th> <th style="text-align: center;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">出前講座</td> <td style="text-align: center;">市職員</td> <td style="text-align: center;">メニュー数 51 講座</td> <td style="text-align: center;">63 回</td> <td style="text-align: center;">1,007 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マナビィ宅配便</td> <td style="text-align: center;">市民講師</td> <td style="text-align: center;">講師数 96(個人 77 団体 19)</td> <td style="text-align: center;">19 回</td> <td style="text-align: center;">173 人</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 種別 | 講師種別 | | 実施回数 | 参加人数 | 出前講座 | 市職員 | メニュー数 51 講座 | 63 回 | 1,007 人 | マナビィ宅配便 | 市民講師 | 講師数 96(個人 77 団体 19) | 19 回 | 173 人 |
| 種別 | 講師種別 | | 実施回数 | 参加人数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 出前講座 | 市職員 | メニュー数 51 講座 | 63 回 | 1,007 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| マナビィ宅配便 | 市民講師 | 講師数 96(個人 77 団体 19) | 19 回 | 173 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○「自主企画講座」の実施により、自主的に講座を企画運営する団体等を支援し、多くの市民が学習活動に取り組むきっかけとなる機会の創出と多様な学びの機会の充実を図った。</p> <p>○「出前講座」は、昨年度より実施回数は 55 回の減、参加者数は 2,992 人の減となった。 「マナビィ宅配便」は、昨年度より実施回数は 56 回の減、参加者数は 1,919 人の減となつた。</p> <p>○「市民大学講座」は、市民延べ 52 名が受講し、市民の多様で高度な学習ニーズに貢献した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の課題・改善策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○「出前講座」について、令和3年1月から2月まで関係部署に働きかけを行い、新規講座 22 講座、廃止講座 7 講座で令和3年度のスタートへ繋げることとなった。</p> <p>○「マナビィ講師派遣事業」については、写真及びカラーで紹介する冊子、ガイドブックの作成に向け予算要求を行つた。令和3年度において作成し、各公共施設や各種団体へ配布し、生涯学習の啓発及び振興を図りたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | |
|---|-------------------|
| 項目 | 1 生涯学習振興施策の推進 |
| 担当課 | 教育部生涯学習課 |
| 重点施策 | ③ 学びでつながるまちづくりの推進 |
| 事業の概要 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○学習成果を活かした地域・まちづくり 郷土愛を育むような学習機会の提供や、家庭、地域、学校の連携による総合的な学習支援による地域づくりを推進する。 ○公民館を中心とした地域・まちづくり 市内11館の公民館を中心に、各種講座・公民館祭をはじめとした「身近な学習機会の充実」に努め、学習参加者同士の交流による地域づくりを推進する。 ○学習活動の奨励 自らが学んだ学習の成果を、市民自らが講師となって市民の生涯にわたる様々な学習機会や学習活動のサポートを行う「市民講師派遣事業」を推進するため、広報紙やWebサイトを活用し情報提供と啓発を行う。 | |
| 事業の実施状況 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○学習成果を活かした地域・まちづくり 令和2年度、9学校区(増田小、下増田小、愛島小、不二が丘小、相互台小、那智が丘小、増田中、みどり台中、第二中)による地域学校協働活動を実施。 ○公民館を中心とした地域・まちづくり 各公民館による各種講座・公民館祭等を広報紙、Webサイト、Facebook等、各種媒体での情報発信を行い開催。 ○学習活動の奨励 広報紙やWebサイトによる講師派遣・学習活動のお知らせと啓発。「マナビィ宅配便・出前講座メニュー表」の配布による学習意欲の喚起。広報紙による「マナビィ宅配便」市民講師の活動紹介と講師募集のお知らせ。 | |
| 事業の効果等 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○学習成果を活かした地域・まちづくり 地域住民の参画による地域学校協働活動の展開により、住民同士が支えあう、横の連携づくりを創出した。また、地元の農家や企業も参画することで、地域のコミュニティづくりにも寄与した。 ○公民館を中心とした地域・まちづくり 各種講座参加者同士の交流から生まれる新たなサークル活動の展開。公民館事業を通した地域コミュニティの創生。 ○学習活動の奨励 広報紙や「ためまっぷ」、Facebook等による情報発信・啓発活動により、広く市民に情報提供を行うことで市民の学習に触れる機会を充実させた。 | |
| 事業の課題・改善策 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○学習成果を活かした地域・まちづくり 各協働本部活動への住民参加者が参画できるよう、広報による周知・啓発と様々な媒体での情報発信が必要。 ○学習活動の奨励 コロナ禍においても市民の学びが自宅等でも継続できるようなICTを活用した仕組みづくりが必要。 | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | |
|--|--------------------|---------------|
| | 項目 | 1 生涯学習振興施策の推進 |
| | 担当課 | 教育部生涯学習課 |
| 重点施策 | ④ 学習環境の整備充実 | |
| 事業の概要 | | |
| <p>○学習の評価充実と指導者の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習活動を通して習得した知識や技術を発表する機会を充実させ、学習者同士の交流や意欲の向上により、継続的な学習への取り組みを支援する。 また、生涯学習指導者としての発表機会を創出し、指導者同士の交流や情報交換により、日頃の指導方法の点検と学習技術の研鑽の場とする。 <p>○学習施設の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が身近な施設として利用しやすいような社会教育施設の施設整備と時代のニーズに合わせた多機能及び高機能化を図り、学習者の主体的な学習活動を支援する。 | | |
| 事業の実施状況 | | |
| <p>○学習の評価充実と指導者の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なとりまなびフェスティバル(生涯学習推進大会)」では、「マナビィ宅配便」市民講師が舞台発表や作品展示を行い、日頃の指導内容の披露とPRを行った。 <p>○学習施設の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕必要箇所等の把握に努め、修繕を要する箇所について予算要求を行い、順次修繕対応を行った。 ・令和5年度の開館を目指す下増田公民館・下増田児童センター合築に関する地域住民懇話会を4回実施した。 | | |
| 事業の効果等 | | |
| <p>○マナビィ講師派遣事業の「マナビィ宅配便」は、昨年度より開催回数が56回の減で参加者数は1,919人の減となり、「出前講座」は、開催回数が55回の減となり、参加者数は2,992人の減となっている。</p> <p>○社会教育施設の修繕対応により適正な維持管理が図られ、施設の長寿命化と利用者の利便性向上が図られた。また、地域住民に親しまれる公民館となるべく各世代からご意見ご提案を伺うことができた。</p> | | |
| 事業の課題・改善策 | | |
| <p>○「マナビィ講師派遣事業」における「マナビィ宅配便」市民講師の更なる人材を発掘し、登録講師の充実を図る必要がある。</p> <p>また、「出前講座」の要望・実施回数に偏りが見られることから、担当課メニューの改善が必要である。</p> <p>○社会教育施設の維持・存続のため、年次的な修繕計画に沿った適切な修繕と、施設整備の長期計画による施設更新が必要である。</p> | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | | | | |
|--|--|----|-----------|-----|----------|
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td><td style="width: 95%;">2 学校教育の充実</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担当課</td><td style="padding: 5px;">教育部学校教育課</td></tr> </table> | 項目 | 2 学校教育の充実 | 担当課 | 教育部学校教育課 |
| 項目 | 2 学校教育の充実 | | | | |
| 担当課 | 教育部学校教育課 | | | | |
| 重点施策 | ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教育課程の編成と実施に努め、教育目標の具現化を図るとともに、特色ある学校づくりを推進する。 | | | | |
| 事業の概要 | | | | | |
| <p>○確かな学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、校内研究や指導主事学校訪問での協働による授業づくりなどを通じて教員の指導力向上を図り、指導体制や指導方法の工夫改善を行う。 <p>○特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画をもとに実態に応じた効果的な指導を行うとともに、各学校に特別支援教育支援員を配置し通常の学級における特別支援教育の支援体制等の充実を図る。 <p>○食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する全体計画をもとに、学校給食を中心とした指導の充実に努める。 | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | |
| <p>○確かな学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ影響により、全国学力・学習状況調査は全国一斉に行われず、各校毎に実施し結果を分析・考察し、校内研究等への活用を図った。指導主事学校訪問は毎年要請していたが、新型コロナ対応による教育課程の再編により令和2年度は要請せず、各校における校内研究を中心に授業づくりを通して教員の指導力向上を図った。 ・少人数指導等、児童生徒の実態に応じた指導体制や指導方法の工夫改善を行った。 <p>○特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常学級へ教員補助者を配置し、個別の対応が必要な児童生徒の支援に当たった。また、特別支援教育支援員を4名増員し、支援体制の整備に努めた。 ・就学相談を夏季休業中に実施し適切な就学指導を進めた。また、特別支援連携協議会を開催し関係機関等との情報交換を密に行い連携を図った。 <p>○食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の学校給食センター見学会を実施し、食育の推進に努めた。新型コロナの感染拡大により、一部の学校は見学を実施できなかつたが、栄養士から各校に資料を送付し、それを活用し各校ごとの食育指導を実施した。 | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | |
| <p>○確かな学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個に応じたきめ細かな指導の取組を進めるとともに、全国学力・学習状況調査の分析・考察により学力の現状と課題を把握し、授業づくりや指導方法の工夫改善に生かした。 <p>○特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターを中心に特別支援体制の整備と各校・関係機関との連携に努めた。 <p>○食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学できない学校についても、給食センターと連携し資料を基に食育を推進できた。 | | | | | |
| 事業の課題・改善策 | | | | | |
| <p>○確かな学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な授業改善や指導方法の工夫改善について、学校教育指導専門員による研究主任等への指導・助言を図っていく。また、12月末に配備した一人1台のタブレット端末の活用については、H28年度から2年間ゆりが丘小学校で実施した、「確かな学力向上事業」を踏まえ、タブレット端末の授業での効果的な活用について研究を進める。 <p>○特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学指導相談活動を充実する。特別支援教育支援員や教員補助員への支援体制について、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等で協議していく。 <p>○食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県やJAなどの関係機関や生産者とも連携した食育のあり方を模索するとともに、学校給食センターを中心とした食育のあり方を検討する。 | | | | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | |
|---|--|-----------|
| | 項目 | 2 学校教育の充実 |
| | 担当課 | 教育部学校教育課 |
| 重点施策 | ② 指導体制を確立し、児童生徒の理解に基づく生徒指導と進路指導の充実・強化を図る。 | |
| 事業の概要 | | |
| <p>○教育相談活動の充実 ・カウンセリングマインドによる教育相談活動の推進と充実に努める。</p> <p>○不登校への対応 ・不登校又は不登校傾向の児童生徒への働きかけを続けるとともに、未然防止に努める。</p> <p>○いじめの根絶 ・いじめ等の未然防止に努めるとともに、発生した場合に迅速で誠実な対応ができるような校内体制を確立する。</p> | | |
| 事業の実施状況 | | |
| <p>○教育相談活動の充実 ・市内小・中・義務教育学校へのスクールカウンセラーの配置と、スクールソーシャルワーカー2名体制で相談活動を充実させている。</p> <p>○不登校への対応 ・実態に配慮しながら不登校児童生徒、保護者に対して個別対応を行っている。 ・中学校では、市で配置している訪問指導員による訪問指導や別室指導等を行っている。</p> <p>○いじめの根絶 ・各学校において「いじめは絶対に許さない」という指導を重点・強化するとともに、ほぼ毎月「いじめに関するアンケート」を実施している。 ・重大事態はなかつたが、いじめ防止対策調査委員会を2回開催し、いじめ防止について協議した。</p> | | |
| 事業の効果等 | | |
| <p>○教育相談活動の充実 ・各学校にスクールカウンセラーが年間20~40日訪問し、相談活動に当たっている。友人関係等の悩みへの対応を中心に相談を進め、児童生徒の心的安定に大きな効果を上げている。また、精神医療センター・精神科医による巡回相談も年間21回実施している。</p> <p>○不登校への対応 ・中学校に配置している訪問指導員が年間40日間、各中学校での不登校生徒への訪問指導や別室登校生徒への指導を行った結果、改善されたケースが見られている。</p> <p>○いじめの根絶 ・認知件数は年間で小学校129件、中学校53件(総計182件)である。小学校での認知件数の多さは、児童の様子をつぶさに見取っていることの表れと捉えている。今後とも日常的な観察や面談、指導を継続するとともに、アンケート等を活用し早期対応・未然防止につなげていく。</p> | | |
| 事業の課題・改善策 | | |
| <p>○教育相談活動の充実(心のケアのための体制づくり) ・各学校とスクールカウンセラー、関係機関が連携し、児童生徒の心のケアを進めていく必要がある。 また、被災校等へのスクールカウンセラー配置の充実も必要である。</p> <p>○不登校への対応 ・本市での不登校児童生徒は、増加傾向にあるのが現状である。家庭や関係機関と連携し、粘り強く働きかけを続けながら、その改善へ向けての取組を進めていきたい。</p> <p>○いじめの根絶 ・各学校での日常の指導と併せて、アンケート調査等を実施していくことで、未然防止と早期発見による初期対応を大切にした取組に努めていく。いじめを起こさない、いじめに向かわない人間関係構築に重点を置いて指導する。</p> | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | |
|-----------|---|
| 項目 | 2 学校教育の充実 |
| 担当課 | 教育部学校教育課 |
| 重点施策 | (3) 研修の質の充実と機会の拡充により、教職員の能力及び資質の向上を図る。 |
| 事業の概要 | <p>○教育課程の適切な実施 ・「主体的・対話的で深い学び」の充実を図り、適切な指導実践に努める。</p> <p>○防災教育の充実 ・教職員の防災意識の高揚と各学校における防災教育の自校化に努める。</p> <p>○校内研究の充実と研修機会の拡充・充実 ・実践的な校内研修・研究の推進充実を図るとともに、各種研修会・研究会等での研修機会の拡充・充実を図り、研修体制の整備・確立と研修内容の充実に努める。</p> |
| 事業の実施状況 | <p>○教育課程の適切な実施 ・新学習指導要領の実施に向けた取組として毎年行われていた教育課程地区研究協議会は新型コロナの影響で一堂に会した取組は行われなかつたが、県教委等からの資料やオンライン配信を基に各校で新学習指導要領の指導内容についての研修を行い、教員の資質向上に努めた。</p> <p>○防災教育の充実 ・市独自の小中学校の防災教育カリキュラムを作成し、防災教育の充実とカリキュラムの自校化、副読本の活用を図っている。毎月11日を「防災学習日」として設定し、防災教育を進めている。</p> <p>○校内研究の充実と研修機会の拡充・充実 ・各学校で研究主題を設定し、年間を通して授業研究・理論研修等に取り組んでいる。 ・県、総合教育センター、教育事務所、市教委等を主管として、職能研修における教科・領域に関する研修、経験年数に応じた研修、職種に応じた研修などを実施している。</p> |
| 事業の効果等 | <p>○教育課程の適切な実施 ・文部科学省の衛生管理マニュアルを基に、新型コロナ対応の教育課程について、市内で共通理解を図り、各校で工夫しながら可能な限り新学習指導要領の指導内容を実践した。</p> <p>○防災教育の充実 ・防災担当者会を開催し、各校の取組について情報交換し実践の充実を図った。</p> <p>○校内研究の充実と研修機会の拡充・充実 ・小学校では国語や算数を中心とした授業研究、中学校では全ての教科で授業研究が行われ、授業改善や教員の指導力と資質の向上に寄与している。 ・令和2年度も大震災後の児童生徒の心のケアを考え、教職員対象の「心のケア研修会」を実施した。</p> |
| 事業の課題・改善策 | <p>○教育課程の適切な実施 ・新型コロナの影響による臨時休業等があり、授業時数の確保のため、各校で教育課程の再編を行つた。また、新学習指導要領の要となる「主体的・対話的で深い学び」につなげるためのグループ学習やペア学習を進める際に、感染対策を行う必要があり距離を保つなどの工夫が必要だった。</p> <p>○防災教育の充実 ・「名取市小中学校防災マニュアル」と「みやぎ学校安全基本指針」との整合性を図り、さらに地域連携に努める。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市訪問指導員等と連携して心のケアを継続していく。</p> <p>○校内研究の充実と研修機会の拡充・充実 ・多様な学校課題がある中で、校内研究の時間を確保することが難しくなっている。会議や行事の精選に取り組むなどして、時間の確保に努める必要がある。</p> |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | |
|-----------|--|
| 項目 | 2 学校教育の充実 |
| 担当課 | 教育部学校教育課 |
| 重点施策 | ④ 地域の実態に即した、ゆとりと潤いのある教育環境の整備充実を図る。 |
| 事業の概要 | <p>○学校評議員制度の活用 ・各学校における学校評議員制度と学校評価の実施・公表を生かした学校経営の充実に努める。</p> <p>○学校給食センターの整備と充実 ・事業者や学校との連携の下に、その整備・充実を図る。</p> |
| 事業の実施状況 | <p>○学校評議員制度の活用 ・小・中・義務教育学校では、2~4名の学校評議員を置いている。学校評議員会は、年2~3回程度開催され、学校経営等に関する意見をいただいている。</p> <p>○学校給食センターの整備と充実 ・統合・稼働以降、概ね順調に運営されてきた。事業者・学校との連携、年間を通じた運営も充実が図られている。</p> |
| 事業の効果等 | <p>○学校評議員制度の活用 ・学校とは違った視点からの意見をいただき、学校経営等に反映させている。</p> <p>○学校給食センターの整備と充実 ・アレルギー対応食を充実させることができている。 ・給食センター見学を実施し、食育の充実につなげている。 ・栄養士等が学校を訪問しての食に関する指導を計画していたが、途中新型コロナの影響により、食育に関する資料を送りそれを活用した食育指導となった。</p> |
| 事業の課題・改善策 | <p>○学校評議員制度の活用 ・今後とも学校評議員制度と併せて、学校関係者評価・第三者評価の在り方、その公表方法等について検討を進めていく。</p> <p>○学校給食センターの整備と充実 ・新型コロナの影響で実施できない事業も一部あったが、感染対策をして形態を工夫し、可能な限り実施をした。今後も工夫しながら食育推進を充実させ、学校訪問による食に関する指導、給食センター見学、食育バイキング給食等の進め方を学校と連携して行う。 ・学校教育課・給食センター・事業者の情報交換を密にし、連携を図っていく。</p> |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | 項目 | 3 社会教育の充実 | | | |
|---|--|-----|-----------|--|--|--|
| | | 担当課 | 教育部生涯学習課 | | | |
| 重点施策 | ①地域、学校、関係機関等、多様な主体による協働、連携した学習活動の支援。 (社会教育全般) | | | | | |
| 事業の概要 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○青少年教育の充実　社会の一員として生きる基盤を育てるため、青少年教育の推進を図る。 ○地域学校協働活動の推進 　地域と学校の連携・協働により、学習環境の向上や子供たちを育む体制づくりを目指す。 ○家庭教育・成人教育の充実 　地域・家庭との連携により、各種講座の開催や、家庭教育支援チーム員の活動支援を行う。 ○青少年健全育成活動の充実 　青少年健全育成団体の活動を支援し、健全な育成環境づくりを図る。 | | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○青少年教育の充実 「ジュニア・リーダー初級研修会」(11/14~15、県蔵王自然の家、小学校6年生7人、高校生2人、あにまるず5人)の開催。「わんぱく交歓研修会」は中止となり、代替え事業としてズームアプリによるジュニア・リーダーのオンライン交流会を実施。 ○地域学校協働活動の推進 9 学校区による協働体制を推進(増田小、愛島小、下増田小、不二が丘小、相互台小、那智が丘小、増田中、第二中、みどり台中)。 ○家庭教育・成人教育の充実 新入学家庭教育講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止、子育て・親育ち講座(11/18他2回、計114名)、子育てサポーター養成講座の開催(10/1他3回、計46名)。 ○青少年健全育成活動の充実 毎月2回の青少年相談事業の実施、各地区育成会活動及び環境浄化活動への支援等。 | | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○青少年教育の充実 「ジュニア・リーダー初級研修会」の開催により、6名のジュニア・リーダー会員の増加に繋がった。 ○地域学校協働活動の推進 地域住民とのふれあいを通して子供たちの学びや体験活動の充実につながった。自らの知識・技能が子供たちの学びの場で生かされることで、地域住民が生きがいを得ることや自己実現(満足感)の機会に繋がった。 ○家庭教育・成人教育の充実 4回の「子育てサポーター養成講座」の開催により、支援チーム員が10名増加した。 ○青少年健全育成活動の充実 健全育成に取り組む関係団体を支援することによって、青少年の健全育成が図られた。 | | | | | | |
| 事業の課題・改善策 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○青少年教育の充実 震災以前実施していた海の子山の子交歓会事業再開に向け、上山市と綿密な協議を行う必要がある。 ○地域学校協働活動の推進 新たな協働本部立ち上げのためのサポート・アドバイスを行うとともに、本部設立後も計画的な訪問等フォローが必要である。 ○家庭教育・成人教育の充実 家庭教育支援事業では、チーム員のモチベーション維持、やりがいや達成感の充実のため、チーム活動の場の設定が必要。 ○青少年健全育成活動の充実 青少年関係団体の活動支援の継続と活性化を図り、青少年の健全育成に努める必要がある。 | | | | | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | |
|---|--|
| 項目 | 3 社会教育の充実 |
| 担当課 | 教育部生涯学習課 |
| 重点施策 | ②ーア 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援及び学習環境整備。(公民館事業) |
| 事業の概要 | |
| <p>○地域に根ざした公民館事業の充実と学習の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区民体育大会や公民館祭などの各種行事の開催と各種講座・教室等の開設、及び自主グループ・サークルの育成を行う。 | |
| 事業の実施状況 | |
| <p>○各種行事の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館祭等の開催 行事数 12 参加人数 1,910名 ※コロナ感染拡大防止のため、38行事を中止(地区民体育大会、新春祝賀会ほか) <p>○各種講座・教室の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設講座数 77 講座受講生数延 2,977名 ※コロナ感染拡大防止のため、41講座を中止 <p>○公民館活動愛好会・サークルの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館で活動している自主団体の育成 活動団体数 379団体 <p>○公民館職員に対する研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修会やテーマ別研修会などを実施し、業務のスキルアップを図った。 | |
| 事業の効果等 | |
| <p>○「各種行事の開催」については、コロナ感染拡大防止のため、やむを得ず中止した行事もあったが、制約のある中においても公民館及び住民の創意工夫により、住民が主体的に行事に取り組むことができた。</p> <p>○「各種講座・教室の開設」については、開設講座数及び開催回数は例年に比べ縮小せざるを得ない状況であったが、講座開設の際には、参加者同士の交流や地域の良さや課題を見つめ直す内容とすることで、学習意欲やコミュニティの醸成を図ることができた。</p> <p>○「愛好会・サークルの育成」については、自主学習団体の育成を行っており、これまで数多くの愛好会が設立されている。コロナ禍において活動を一時期休止する団体も見られたが、自主的な学習は継続されており、地域における自主的な学習環境は整えられていると捉える。</p> <p>○「公民館職員に対する研修等の実施」については、公民館の基礎知識を学ぶ機会として新任職員研修を実施。また、公民館職員に必要な資質(安心・信頼感)と力量(スキル)を身につけることを目的に、“対話”をテーマとした研修機会を設け、職員の資質向上を図ることができた。</p> | |
| 事業の課題・改善策 | |
| <p>○市民が公民館で学習した成果を地域社会に還元し、更なる学習意欲及び地域教育力の向上を目指し、住民自らが企画運営する事業の支援は、今後さらに必要である。</p> <p>○地域資源・学習資源の把握に努めながら、地域の人材育成や学習を通じた地域課題解決に向けた活動の活性化、地域団体と連携した地域づくりの促進等が図れるよう職員資質の向上を目指した継続的な研修機会の設定が必要である。</p> | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td><td style="width: 95%;">3 社会教育の充実</td></tr> <tr> <td>担当課</td><td>教育部生涯学習課</td></tr> </table> | 項目 | 3 社会教育の充実 | 担当課 | 教育部生涯学習課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|-----------|--------|----------|----|----|------|-----|--------|----------|-------|--------|-------|-----|-------|------|-----|-------|-----|--|--|--|--------|---------|
| 項目 | 3 社会教育の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | 教育部生涯学習課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重点施策 | ②一イ 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援及び学習環境整備。(公民館の整備) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○公民館の施設の整備と活用を図り、地域活動の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館の老朽・破損設備等の改修、及び活動物品の購入や更新、破損物品の修理を行い、地域活動団体や自主学習グループの利用拡充を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○公民館整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び物品の修繕 施設事務機器等修繕、施設照明設備修繕、公用車修繕、畠表替え、外壁等改修、空調設備改修、ホールステージ設置 等 ・物品の購入 座椅子、折りたたみ椅子、長机、石油暖房機、バレーボール支柱 等 <p>○令和5年度開館に向け、下増田公民館改築に向けた地元住民懇話会を4回実施した。</p> <p>○公民館貸館事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>種別</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共団体</td> <td>318</td> <td>24,035</td> <td>社会教育関係団体</td> <td>9,585</td> <td>99,650</td> </tr> <tr> <td>公共的団体</td> <td>603</td> <td>8,549</td> <td>有料団体</td> <td>568</td> <td>6,224</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td><td>11,074</td><td>138,458</td></tr> </tbody> </table> | | 種別 | 件数 | 人数 | 種別 | 件数 | 人数 | 公共団体 | 318 | 24,035 | 社会教育関係団体 | 9,585 | 99,650 | 公共的団体 | 603 | 8,549 | 有料団体 | 568 | 6,224 | 合 計 | | | | 11,074 | 138,458 |
| 種別 | 件数 | 人数 | 種別 | 件数 | 人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共団体 | 318 | 24,035 | 社会教育関係団体 | 9,585 | 99,650 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共的団体 | 603 | 8,549 | 有料団体 | 568 | 6,224 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | 11,074 | 138,458 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○公民館施設及び備品の修繕については、破損箇所等を把握し、計画的に修繕を行うとともに、緊急性を要するものは優先的に対応することにより、利用者の安全や利便性の向上が図られた。また、備品についても、必要物品を把握し年次的に整備してきた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の課題・改善策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○近年改築した3公民館(増田・閑上・愛島)を除く8施設については、年々修繕箇所が増加しているため、常に破損の有無の確認を行いながら、危険箇所の把握に努めなければならない。</p> <p>○施設の老朽化や地区人口の増加に伴う狭隘化により、施設更新の検討の必要性が生じている。施設の長寿命化を見据えた大規模改修又は改築等を計画的に行うため大掛かりな建物調査の必要性が高まりつつある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| 項目 | 3 社会教育の充実 | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|-----------|-----|--------|-----|-------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 担当課 | 教育部生涯学習課 | | | | | | | | | | |
| 重点施策 | ②一ウ 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援及び学習環境整備。(図書館事業) | | | | | | | | | | |
| 事業の概要 | | | | | | | | | | | |
| <p>○資料情報の提供と課題解決支援の充実 ・各種図書館資料を計画的に収集し蔵書の充実を図るとともに、課題解決支援のための調査相談業務(レファレンス)を行う。</p> <p>○学習機会の提供と読書活動の推進 ・子どもから高齢者まであらゆる世代の自主的な学習活動を支援するとともに、子どもの読書活動を推進するための事業を行う。</p> <p>○市民と協働した事業の展開 ・図書館友の会と協働しながら、各種事業を実施する。</p> | | | | | | | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| <p>○各種行事・講座・講演会等の開催: 子ども向け 開催数 53 参加者数 延 919 人 一般向け 開催数 24 参加者数 延 642 人</p> <p>○企画展示(情報発信コーナー・エントランス): 7 回</p> <p>○学校図書館支援センター業務: レファレンス、リクエスト、団体貸出、研修会の開催、見学・職場体験等の受入れ 中学校図書室巡回業務(毎月 1 回)、中学生イラストコンテスト、ブックリスト作成 図書館を使った調べる学習コンクール 応募数 28 作品</p> <p>○公民館図書室(相互台・ゆりが丘・那智が丘)巡回業務: 隔週 23 回</p> <p>○高齢者サービス: 増田地区高齢者サロンへの配本活動 6 回、読み聞かせ 2 回</p> <p>○蔵書・利用状況等(R3.3.31 現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>蔵書数</th> <th>視聴覚資料数</th> <th>貸出数</th> <th>延利用者数</th> </tr> <tr> <td>209,337 冊</td> <td>4,674 点</td> <td>454,839 点</td> <td>114,184 人</td> </tr> </table> | | | | 蔵書数 | 視聴覚資料数 | 貸出数 | 延利用者数 | 209,337 冊 | 4,674 点 | 454,839 点 | 114,184 人 |
| 蔵書数 | 視聴覚資料数 | 貸出数 | 延利用者数 | | | | | | | | |
| 209,337 冊 | 4,674 点 | 454,839 点 | 114,184 人 | | | | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | | | | | | | |
| <p>○司書による定期的な公民館図書室の巡回や本の入れ替えを行い、市内全域での図書館サービスに努めた。</p> <p>○高齢者サロンへの配本や読み聞かせを行い、高齢者への読書支援を行った。</p> <p>○学校図書館支援センターの運営により、学校図書館との連携が図られた。また、定期的に研修会を開催し職員の資質向上を図った。</p> <p>○友の会と協働しての図書館運営を行うことができた。</p> | | | | | | | | | | | |
| 事業の課題・改善策 | | | | | | | | | | | |
| <p>○課題解決支援のためのレファレンスサービスを充実させるために、職員の調査技術や蔵書の質の向上を図る必要がある。</p> <p>○図書館利用者を増やすために、PR 方法を工夫しこまめな情報発信を行う必要がある。 特に中学・高校生等の若い世代への働きかけについては、一層の工夫が必要である。</p> | | | | | | | | | | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | | | | |
|---|--|---------------------------------|------------|---------------|-------------|
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">項目</td><td style="width: 85%;">4 文化芸術の振興</td></tr> <tr> <td>担当課</td><td>教育部文化・スポーツ課</td></tr> </table> | 項目 | 4 文化芸術の振興 | 担当課 | 教育部文化・スポーツ課 |
| 項目 | 4 文化芸術の振興 | | | | |
| 担当課 | 教育部文化・スポーツ課 | | | | |
| 重点施策 | ① 歴史的風土に培われた伝統文化を生かし、文化芸術を身近なものとして市民文化活動の裾野を広げるための新たな地域文化の振興を図る。 | | | | |
| 事業の概要 | | | | | |
| ○芸術・文化振興事業 | | | | | |
| ・宮城県巡回小劇場・青少年劇場小公演を実施し、小学生に文化芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操の形成に努める。※国立能楽堂による「能楽」体験アウトリーチは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 | | | | | |
| ○文化会館管理運営事業 | | | | | |
| ・文化会館管理運営の効率化を図るため、名取市文化振興財団を指定管理者に指定し、「地域の芸術文化活動の拠点」として、鑑賞機会の提供や市民文化活動の育成を図る。 | | | | | |
| ・震災復興の一助としてドイツのエルンスト財団から寄贈された多目的ホール(希望の家)を管理する。 | | | | | |
| ○文化芸術団体の育成支援事業 | | | | | |
| ・文化芸術団体の育成支援を図る。 | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | |
| ○芸術・文化振興事業 | | | | | |
| 宮城県巡回小劇場 | 館腰小学校 | 音楽公演「Let's Swing ブラックボトムプラスバンド」 | 60名 | | |
| 青少年劇場小公演 | 下増田小学校 | 揚琴(ヤンチン)コンサート | 149名 | | |
| 青少年劇場小公演 | 増田小学校 | 揚琴(ヤンチン)コンサート | 143名 | | |
| 能楽体験アウトリーチ | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 | | | | |
| ○文化会館管理運営事業 | | | | | |
| 指定管理料 (円) | 213,880,000 | 文化会館使用料 (円) | 18,684,490 | 会館利用者数 (人) | 85,218 |
| ・子供からお年寄りまで自由に使用できる施設として多目的ホール(希望の家)も管理。 | | | | | |
| ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4/6～5/17 及び 3/27～3/31 臨時休館とした。 | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | |
| ○芸術・文化振興事業 | | | | | |
| ・巡回小劇場等は、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供し、豊かな情操の形成に有効であった。 | | | | | |
| ○文化会館管理運営事業 | | | | | |
| ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、館内の消毒や換気を徹底するとともに、体温検知カメラや空気清浄機を設置し市民が安心して利用できるようサービスの向上を図った。 | | | | | |
| ・どなたでも無料で自由に使用できる多目的ホール(希望の家)は、交流・憩いの場として活用されている。 | | | | | |
| 事業の課題・改善策 | | | | | |
| ○芸術・文化振興事業 | | | | | |
| ・文化振興懇話会では、令和2年3月に策定した「名取市文化芸術振興ビジョン(第二次)」を推進する事業の提案・検討を行った。継続した検討が必要である。 | | | | | |
| ○文化会館管理運営事業 | | | | | |
| ・今後とも指定管理者制度の趣旨である利用者サービスの一層の向上や効率的な管理運営を心掛け、その経営に努力する必要がある。自主事業の企画に当たり、市民のニーズを的確に把握し、その企画に反映すべく努める必要がある。 | | | | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | 項目 | 4 文化芸術の振興 | | |
|---|--|---------------------------------------|-------------|--|--|
| | | 担当課 | 教育部文化・スポーツ課 | | |
| 重点施策 | | ②ーア 先人の遺した貴重な文化遺産の保存・継承と活用を図る。(文化財事業) | | | |
| 事業の概要 | | | | | |
| <p>○文化財保護管理事業 ・指定文化財等の良好な維持管理や環境維持、保存継承団体・個人所有者への助成を行う。</p> <p>○文化財普及活用事業 ・文化財等の公開・展示、説明・案内等を通じ、歴史的遺産に対する理解と関心を深める。</p> <p>○文化財調査事業 ・埋蔵文化財の発掘調査及び歴史的資料の調査・整理を行い、郷土の貴重な歴史資料として保存・活用を図る。</p> <p>○文化財保存整備事業 ・指定文化財及び文化財関連施設等の保存・整備を図る。</p> | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | |
| <p>○文化財保護管理事業 ・市管理の史跡(国指定2、市1)、建造物(国指定1)、記念物(市指定1、市登録1)等の維持管理や緊急調査や保全措置の他、無形民俗文化財の9保存団体(県3、市6)の活動や、国指定建造物の所有者(1件)の維持管理、文化財愛護団体(1件)への助成。 ・閑上土手の松並の倒木への緊急対応および、精密診断調査、注意喚起看板設置、荒天時の通行規制実施。</p> <p>○文化財普及活用事業 ・旧中沢家公開開放(76日 330名)、洞口家住宅トイレ脇外灯修繕、文化財案内や講座、資料調査への対応を行った。</p> <p>○文化財調査事業 ・開発等に伴う埋蔵文化財発掘調査(発掘届54件 調査28件)を行った。</p> <p>○文化財保存整備事業 ・旧中沢家住宅の屋根の、全面葺き替え工事(令和3年度までの継続事業)に着手した。</p> | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | |
| <p>○文化財保護管理事業・文化財保存整備事業 ・指定文化財等全般について安定的かつ適正な保存・継承が図れた他、建造物の保存・活用のための環境の充実を図れた。</p> <p>○文化財普及・活用事業 ・旧中沢家公開開放や市内文化財の見学・案内等により、市民の理解・関心が深まり、地域の文化遺産は地域活性化の資源として再評価されつつある。</p> <p>○文化財調査事業 ・各種開発事業の事前協議により、迅速且つ適切な発掘調査を実施し埋蔵文化財保護と各種事業の円滑な推進が図れた。</p> <p>○文化財保存整備事業 ・重要文化財(建造物)や、史跡指定地内の適切な環境維持や保存・活用のための環境改善が図られた。</p> | | | | | |
| 事業の課題・改善策 | | | | | |
| <p>○文化財普及活用事業・文化財保存整備事業 ・市Webサイトや歴史民俗資料館における情報発信などの推進。重要文化財(建造物)の整備後の活用推進や事業内容の検討。 ・文化財係で実施する事業内容と拠点施設の事業内容の区分。</p> <p>○文化財調査事業 ・緊急的な開発事業に伴う発掘調査業務への迅速な対応のための、調査体制と実施方法等の見直し。</p> | | | | | |

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | 項目 | 4 文化芸術の振興 | | | | | | |
|---|---|---------|-------------|------|------|--------|--------|------|---------|
| | | 担当課 | 教育部文化・スポーツ課 | | | | | | |
| 重点施策 | ②ーイ 先人の遺した貴重な文化遺産の保存・継承と活用を図る。(歴史民俗資料館事業) | | | | | | | | |
| 事業の概要 | | | | | | | | | |
| <p>○郷土の歴史文化に触れる機会提供 ・資料館を拠点とした展示公開や体験学習、各種講座や案内等の事業を行い、歴史文化に触れる機会の充実を図る。</p> <p>○郷土の歴史文化への興味関心の向上 ・本市に關わる歴史文化の展示公開や体験活動等の実施を通じて、興味や関心の向上を図る。 ・様々な媒体等を通じた、郷土の歴史文化の内容や資料館の実施事業等について、積極的な情報発信や収集に努める。</p> <p>○歴史文化の保存・活用環境の整備充実 ・保存・活用のための施設維持管理や、整備・充実を図る。 ・市民や関係団体、関連施設等との連携や人材育成等を図りながら、保存・活用のための体制整備に努める。</p> | | | | | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | | | | | |
| <p>○開館記念式典:5月31日(日)に、来賓や関係者による記念式典や、展示室内の一般観覧を実施(74名)。</p> <p>○展示・公開事業 ・常設展示:2万年に及ぶ本市の歴史文化を、主な6つのテーマを柱に写真・解説・映像等で分かり易く紹介。 ・企画展示:個別テーマ等により開催(各70日間程度)。本年は初年度のため計3回の開催。(次年度以降は4回/年を予定)</p> <p>○学習・交流事業 ・歴史スポットめぐり:館職員のガイドで、市内の歴史スポットをバスで巡る。8・10・11月の計3回(6日間114名)を実施。 ・資料館まつり:資料館最大のイベント。民俗芸能や昔話、吹奏楽演奏や、まが玉づくり等の体験メニュー実施。(11月15日 223名) ・歴史講座 講演会:企画展示の関連イベント等で、館職員による歴史講座を2回(45名)、外部講師による講演会を1回実施。(20名) ・各種案内・出前講座・展示解説:通常来館者以外に対するもので、依頼により約30件実施。</p> <p>○体験学習事業 ・体験イベントとして、まが玉づくり体験5回(101名)、ミニ縄文土器づくり体験2回(33名)を実施。</p> <p>○調査・研究事業 ・体験メニューに関するもの1件(藍染関係)、資料紹介1件(市内の須恵器窯跡)。</p> <p>○資料管理・利用 ・写真や民俗資料等の利用(5件)や、資料調査(3件)、寄贈・寄託(6件)、収蔵資料整理、燻蒸・環境調査を実施。</p> <p>○ボランティア育成 ・20名が登録。体験イベントや「資料館まつり」への協力や、各種事業へ参加。定例打合せ会の実施。(2回)</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">来館者数</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">開館日数</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">平均来館者数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">7,591人</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">251日</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">30.2人/日</td> </tr> </table> | | | | 来館者数 | 開館日数 | 平均来館者数 | 7,591人 | 251日 | 30.2人/日 |
| 来館者数 | 開館日数 | 平均来館者数 | | | | | | | |
| 7,591人 | 251日 | 30.2人/日 | | | | | | | |

事業の効果等

○展示・公開事業、学習交流事業、体験学習事業

・市の歴史文化に因んだ事業実施により、市内外の幅広い年齢層の方々に、その歴史的価値や魅力、特徴などについて知つてもらう事が出来たと同時に、興味や関心を持つてもらう事が出来た。

・拠点施設として整備した資料館において各種事業を展開したことにより、以前より多くの市民や団体、施設等から、利用の依頼や相談等が寄せられるようになり、それらの過程で関係性の構築や強化が図られ、保存・活用の体制強化に繋がっている。

○ボランティア育成事業

・主体性等を持つボランティアの参加協力による円滑な事業実施や、他者への宣伝効果、市民参加による連携強化等が図られた。

事業の課題・改善策

○展示公開や学習交流、体験学習等の実施事業については、市の歴史文化に関係するものを題材としながらも、ある程度、異なる内容のものを実施していくないと興味や関心が低下するため、変化を付ける等リピーターを増やす工夫を続けていく必要がある。

○ボランティア育成についても、より主体性を持った活動が継続的に出来るよう、自主組織立ち上げ等を検討していく必要がある。

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | | 項目 | 5 スポーツの振興 | | |
|--|--|---------------------------------|-------------|--|--|
| | | 担当課 | 教育部文化・スポーツ課 | | |
| 重点施策 | | ①市民総参加のスポーツ活動の振興及びスポーツ施設の充実を図る。 | | | |
| 事業の概要 | | | | | |
| <p>○市民がスポーツに親しめる事業の促進を図る ・各種スポーツ教室及び市民スポーツ祭などのスポーツ行事の開催。</p> <p>○誰でも気軽に参加できるニュースポーツの普及に努める ・スポーツ推進委員による出前講座でのニュースポーツの普及振興。</p> <p>○大会・イベントなど、幅広いジャンルの情報提供を推進する ・市内で開催されるスポーツ情報の収集及び情報の提供。</p> <p>○スポーツ環境の充実に向け、体育施設の整備を図り、有効利用に努める。 ・体育施設を安全に利用するための改修及び整備に努める。 ・市内の学校と連携を図り、スポーツができる機会の確保に努める。</p> | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | |
| <p>○市民がスポーツに親しめる事業の促進 ・例年実施していたトータルスポーツ大会、寒稽古、小学生ドッジボール大会及びスポーツ少年団交流大会は新型コロナウイルスの影響により中止となった。 ・生き生きスポーツクラブ(8回実施、254人の参加)は規模を縮小し実施した。</p> <p>○誰でも気軽に参加できるニュースポーツの普及 ・スポーツ推進委員による出前講座は新型コロナの影響により未実施となった。</p> <p>○大会・イベントなど、幅広いジャンルの情報提供の推進 ・NPO法人名取市体育協会等と連携を図りながら、市の広報誌及びWebサイト、市民体育館への掲示等により、情報提供を行った。</p> <p>○スポーツ環境の充実に向けた体育施設の整備 ・適宜、各体育施設の修繕等を行い、特に市民球場トイレ洋式化修繕、箱塚グラウンド通路碎石敷業務、市民体育館自動火災報知設備修繕を行い、適切な整備、修繕を行った。 ・市内小中学校の学校開放による施設の確保及び調整を行った。</p> | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | |
| <p>○新型コロナウイルス感染症の影響による制限のある中、感染防止対策を行ったうえで、体育施設の利用者やスポーツ行事等への参加者に対し、スポーツに親しみながらの健康増進と体力向上の機会を提供できた。</p> <p>市民体育館利用者数 延べ 57,311 名 有料公園施設利用者数 延べ 37,045 名 無料施設利用者数 延べ 39,647 名</p> <p>○令和2年度は、東日本大震災により被災した閑上グラウンドの施設利用を再開した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策 ・市民体育館 4月6日～5月17日まで休館。5月18日からアリーナ及び武道場の一般開放のみ利用再開。6月1日以降は定員を制限し利用再開。トレーニング室については、6月19日から、人数制限のうえ利用再開。体温検知カメラ2台設置。 ・十三塚有料公園施設 4月18日～5月17日まで休場。5月18日からテニスコート、陸上競技場の一般開放のみ再開。6月1日から200人に制限し利用再開。6月19日から通常利用再開。 ・屋内無料体育施設 4月6日から5月31日まで休館。6月1日から人数を制限し利用再開。9月19日から通常利用再開。3月27日から休館。 ・屋外無料体育施設 4月18日～5月31日まで休館。6月1日から人数を制限し利用再開。6月19日から通常再開。3月27日から休館。</p> | | | | | |

| | 施設名 | 延べ人数 | | | | |
|--------|-------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 市民体育館 | 市民体育館 | 57,311人 | | | | |
| 有料公園施設 | 市民球場 | 5,363人 | 陸上競技場 | 11,385人 | 市民庭球場 | 20,297人 |
| 無料施設 | 増田体育館 | 5,972人 | 増田グラウンド | 4,055人 | 名取が丘グラウンド | 2,915人 |
| | 閑上体育館 | 6,636人 | 閑上グラウンド | 1,719人 | 箱塚グラウンド | 3,041人 |
| | 高館体育館 | 6,811人 | 高館グラウンド | 135人 | 高館河川グラウンド | 5,095人 |
| | | | 相互台東グラウンド | 3,268人 | | |

申請書による利用者人数の集計による。

学校施設開放利用者数 124,704人

| | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校 | 増田小学校 | 18,873人 | 下増田小学校 | 17,800人 | 館腰小学校 | 9,699人 |
| | 愛島小学校 | 5,729人 | 高館小学校 | 5,118人 | 不二が丘小学校 | 13,590人 |
| | 増田西小学校 | 5,682人 | ゆりが丘小学校 | 5,827人 | 相互台小学校 | 15,982人 |
| | 那智が丘小学校 | 4,970人 | | | | |
| 中学校 | 増田中学校 | 5,016人 | 第一中学校 | 7,708人 | 第二中学校 | 3,060人 |
| | みどり台中学校 | 2,439人 | | | | |
| 義務教育学校 | 閑上小中学校 | 5,211人 | | | | |

- 市民球場トイレ洋式化修繕及び箱塚グラウンド通路砕石敷業務が行われ、利用者の利便性が向上した。
- 市民体育館自動火災報知設備の修繕が行われ、施設の安全性の向上が図られた。
- 学校等に協力をいただきながら、利用の調整を図り、スポーツ施設を確保し、スポーツをする機会を提供することができた。

事業の課題・改善策

- 市民のスポーツに親しむ機会を震災前の状況に回復することと併せ、新型コロナウィルス感染症対策にも対応したスポーツ活動を提供していく。
- 市民のスポーツ実践要望を把握し、ニュースポーツ紹介などのスポーツ行事や各種目のスポーツ教室等に反映していく。
- 経年劣化した施設について、個別施設計画を作成し、計画的な修繕等に努めていく。
- ニュースポーツ施設整備計画を策定する必要がある。

令和2年度教育基本方針における重点施策の点検評価表

| | |
|-----|-------------|
| 項目 | 5 スポーツの振興 |
| 担当課 | 教育部文化・スポーツ課 |

| 重点施策 | ②スポーツ団体・クラブの育成に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|-------------|-------------|------|-----------|------------|------|-----------|-----|----------|------|------------|-------------|----------------|------|---------|------|-------|------|-------------|------|-----------|--------|------------|----|---------------|------|-----------|------|-------------|------|------|------|---------------|------|----------|-----|
| 事業の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○体育協会の育成及び連携強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入のあり方の検討 ・スポーツ関連事業の業務委託。 ・スポーツ少年団の事務局移管。 <p>○総合型地域スポーツクラブの育成、支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの事業を広報で周知し、市民の身近な地域でスポーツに親しむ総合型地域スポーツクラブの育成、支援 <p>○民間スポーツクラブとの連携を促進し、多様化するニーズに即した事業展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間スポーツクラブとのスポーツ振興協働事業の研究 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○体育協会の育成強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料施設の指定管理について、体育協会と継続的な協議調整を行った。 ・施設の管理業務及びスポーツ教室の開催業務を委託した。 <p>(新型コロナウイルスの影響で、教室の規模縮小もあり、参加数は減少した。)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>教室名等</th> <th>参加数(延べ人数)</th> <th>教室名等</th> <th>参加数(延べ人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフレッシュヨガ教室</td> <td>126人</td> <td>バレー・ボール教室</td> <td>69人</td> </tr> <tr> <td>ちびっこ体操教室</td> <td>341人</td> <td>トータルスポーツ大会</td> <td>コロナの影響のため中止</td> </tr> <tr> <td>などりんキッズフィットクラブ</td> <td>500人</td> <td>初心者卓球教室</td> <td>111人</td> </tr> <tr> <td>テニス教室</td> <td>109人</td> <td>初心者バドミントン教室</td> <td>102人</td> </tr> <tr> <td>市民総合スポーツ祭</td> <td>2,359人</td> <td>10,000人寒稽古</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>らくらく健康ダンスステップ</td> <td>180人</td> <td>中学生スポーツ教室</td> <td>124人</td> </tr> <tr> <td>リズムエクササイズ教室</td> <td>499人</td> <td>卓球指導</td> <td>433人</td> </tr> <tr> <td>シニア向け健康エクササイズ</td> <td>272人</td> <td>トレーニング指導</td> <td>58人</td> </tr> </tbody> </table> | | 教室名等 | 参加数(延べ人数) | 教室名等 | 参加数(延べ人数) | リフレッシュヨガ教室 | 126人 | バレー・ボール教室 | 69人 | ちびっこ体操教室 | 341人 | トータルスポーツ大会 | コロナの影響のため中止 | などりんキッズフィットクラブ | 500人 | 初心者卓球教室 | 111人 | テニス教室 | 109人 | 初心者バドミントン教室 | 102人 | 市民総合スポーツ祭 | 2,359人 | 10,000人寒稽古 | 0人 | らくらく健康ダンスステップ | 180人 | 中学生スポーツ教室 | 124人 | リズムエクササイズ教室 | 499人 | 卓球指導 | 433人 | シニア向け健康エクササイズ | 272人 | トレーニング指導 | 58人 |
| 教室名等 | 参加数(延べ人数) | 教室名等 | 参加数(延べ人数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リフレッシュヨガ教室 | 126人 | バレー・ボール教室 | 69人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ちびっこ体操教室 | 341人 | トータルスポーツ大会 | コロナの影響のため中止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| などりんキッズフィットクラブ | 500人 | 初心者卓球教室 | 111人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テニス教室 | 109人 | 初心者バドミントン教室 | 102人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民総合スポーツ祭 | 2,359人 | 10,000人寒稽古 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| らくらく健康ダンスステップ | 180人 | 中学生スポーツ教室 | 124人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リズムエクササイズ教室 | 499人 | 卓球指導 | 433人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| シニア向け健康エクササイズ | 272人 | トレーニング指導 | 58人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>・スポーツ少年団の開催事業の業務を委託した。</p> <p>○総合型地域スポーツクラブの育成、支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの事業を広報で周知した。 <p>○民間スポーツクラブとの連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間スポーツクラブと教室開催に伴う講師派遣等の事業連携し、多様化するニーズに即した事業展開を行つた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の効果等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○平成26年度に指定管理者制度が導入され、住民サービスの更なる向上が図られた。</p> <p>○体育協会に一部業務の委託を行うことで、体制の強化が図られた。</p> <p>○快適なスポーツ環境を提供しながら、市民の体育・スポーツ振興及び健康増進のための事業運営が図られた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事業の課題・改善策

- 指定管理者制度導入後のスポーツ施設利用や、スポーツ推進等について、指定管理者である体育協会と検証を行う必要がある。
- 総合型地域スポーツクラブへの支援及び助成制度等の情報提供、立ち上げを予定している団体との継続的な調整を図る必要がある。
- 民間スポーツクラブとの意見交換の場が必要である。

IV 東日本大震災からの復興支援の取組み

平成23年3月11日の震災で、小・中学校、公民館や図書館等、教育委員会関連施設等に被害があった。特に閑上小学校・閑上中学校は校舎が壊滅的な被害を受けたため、校舎一体型小中一貫教育校としての閑上小中学校が平成30年4月に開校した。また、令和元年度末までに、全ての施設でハード面での復旧が完了している。

令和2年度は、令和元年度までに引き続き被災した児童・生徒へ、就学援助、震災遺児孤児奨学金支給事業等のソフト面での支援を行った。

(1)被災した児童生徒への学業支援

① 被災児童生徒就学援助事業

通常行っている就学援助とは別に、被災の状況により、小中学校へ通学している児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助している。令和2年度の対象児童生徒数は(児童)小学校27人、(生徒)中学校44人、義務教育学校19人である。

② 震災遺児孤児奨学金支給基金の設置

平成23年9月22日に基金を設置し、全国の方々から寄せられた寄附金を原資として、震災で遺児や孤児となった小学1年生から高校3年生までを対象に月額1万円の給付する奨学金制度を立ち上げた。

平成24年度より、対象者を拡充し、月額金を段階的に引き上げ、入学一時金を新たに支給することとした。対象者の拡充については、小学校から大学等に在籍している7歳から22歳までに達する年度の間にいる遺児又は孤児であるが、修業年限を6年とする課程の場合は24歳に達する年度までとした。

令和2年度の対象者は、小学生2人、中学生6人、高校生5人、大学生等9人で合計22人となっている。

給付金額(月額金)

| | |
|---------------------------|------------|
| 小学生・中学生 | 月額 10,000円 |
| 高等学校等に在籍する学生 | 月額 20,000円 |
| 大学及び専修学校(専門学校)等に在籍する学生(※) | 月額 30,000円 |

※高等専門学校に在籍している場合は、第4学年、第5学年まで及び専攻科に限る。

給付金額(一時金)

| | |
|-----------------------|----------|
| 小学校入学時 | 50,000円 |
| 中学校入学時 | 100,000円 |
| 高等学校等入学時 | 150,000円 |
| 大学及び専修学校(専門学校)等入学時(※) | 300,000円 |

※高等専門学校に在籍している場合は、第4学年進学時。

V 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応として、教育委員会では下記のとおりの対応を行った。
(※ 一部、令和元年度からの状況を含めております)

1 市内小・中学校及び義務教育学校

A 臨時休業等の状況

① 名取市全体

| (令和元年度) | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 令和2年3月2日(月) | 臨時休業(令和2年5月31日まで) |
| 令和2年3月2日(月) | 全児童生徒登校 3校時 臨時休業中の学習・生活指導 |
| 令和2年3月13日(金) | 中・義務教育学校卒業式:卒業生のみ登校 |
| 令和2年3月19日(木) | 小学校卒業式:卒業生のみ登校 |
| 令和2年3月27日(金) | 全児童生徒登校概ね3校時 離任式・修了式 |
| (令和2年度) | |
| 令和2年5月11日の週のうち1日 | 分散登校日設定 |
| 令和2年5月18日の週のうち1日 | 分散登校日設定 |
| 令和2年5月25日の週のうち1~2日 | 分散登校日設定 |
| 令和2年6月1日(月) | 学校再開午前:始業式 午後:小学校入学式 |
| 令和2年6月2日(火) | 午前:中学校入学式 午後:義務教育学校入学式 |
| 令和2年6月1週目 | 午前授業、弁当後下校、部活なし |
| 令和2年6月2週目 | 余裕のある時程を各校で工夫 |
| 令和2年6月3週目以降 | 通常のタイムテーブル、部活開始(6月15日から開始) |
| 令和2年8月8日(土)~8月19日(水) | 夏季休業日(通常:7月21日~8月25日) |
| 令和2年12月24日(木)~令和3年1月4日(月) | 冬季休業日(通常:12月24日~1月7日) |
| はなもも教室…臨時休校期間(令和2年4月~5月)は休業 | |

② 学校別の臨時休業の状況

| 臨時休業期間 | 学校 | 備考 |
|----------------------------|-------|----------------------|
| 令和2年11月12日(木)~13日(金)(2日間) | 第一中学校 | 11/14 消毒実施 |
| 令和2年11月14日(土)~25日(水)(12日間) | 第一中学校 | (期間延長) 11/20 消毒実施 |
| 令和2年11月16日(月)~18日(水)(3日間) | 愛島小学校 | 11/18 消毒実施 |
| 令和2年11月19日(木)~20日(金)(2日間) | 愛島小学校 | (期間延長) |

| | | |
|---------------------------|---------|------------|
| 令和2年11月26日(木)～27日(金)(2日間) | みどり台中学校 | 11/28 消毒実施 |
| 令和3年1月18日(月)～19日(火)(2日間) | 第二中学校 | 1/18 消毒実施 |
| 令和3月8日(月)～9日(火)(2日間) | 増田小学校 | 3/8 消毒実施 |
| 令和3月26日(金)の離任式を29日に延期 | 増田中学校 | 3/27 消毒実施 |
| 令和3月29日(月)の離任式を中止 | みどり台中学校 | 3/29 消毒実施 |

B 中止及び縮小した行事等

- ・始業式：校内放送等使用、教室で実施
- ・入学式：参加者を縮小し、概ね30分以内で実施
- ・卒業式：参加者を縮小し、概ね60分以内で実施
- ・運動会：小学校で予定していた運動会(地区民含む)は実施しない
- ・中総体：6月大会は中止(代替：7月23日～7月26日部活ごとの交流大会)、新人大会は実施(無観客)
- ・修学旅行：2学期に変更。*第一中学校、増田中学校は、代替校外学習
- ・学校給食：6月15日から提供開始
- ・水泳指導：実施しない。(増中 水泳部のみ実施)
- ・健康診断：ガイドライン作成し、9月以降実施。年度内実施
- ・劇団四季「心の劇場」中止
- ・小学校理科実技研修会 中止
- ・市音楽発表会 中止
- ・バイキング給食・栄養士による食育指導 中止
- ・給食センター見学 縮小(人数の多い学校は見送り)
- ・牛乳パックリサイクル 中止
- ・市弁論大会・英語暗唱会 中止
- ・指導主事学校訪問 中止
- ・小中書きぞめ展 展示会 中止
- ・小中造形作品展 展示会 中止
- ・夢サポート事業：オンライン配信での実施。

C 取り組んだ主な事業等

- ・スクールサポートスタッフ15名配置。8月から3月まで。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置時間追加措置。(260時間→360時間)
- ・学校給食費賄材料費の補償
- ・県産牛肉学校給食支援事業
- ・修学旅行中止に伴うキャンセル料等助成金
- ・修学旅行のバスの増便
- ・体温計や加湿器、ベッド等の備品購入及び消毒液・衛生用消耗品の購入
- ・小学校、中学校水栓器具レバー式ハンドル化
- ・小学校、中学校校舎等消毒委託
- ・スクールバスの増便
- ・市の保有するバスを臨時休校中の第一中学校の分散登校に合わせて運行
- ・コロナ対応フローチャート作成
- ・コロナ対応ガイドライン作成
- ・コロナ対応健康診断ガイドライン作成

2 公民館

A 臨時休館等の状況

| 期間 | 対応 | 備考 |
|--------------------------|-------|--|
| 令和2年4月6日(月)～ 5月17日(日) | 臨時休館 | (※5/18(月)は通常休館日) |
| 令和2年5月19日(火)～ | 制限付再開 | ①50人未満の利用に制限 ②利用者相互が1mの距離を保てる人数(概ね定員の1/2程度)での利用 ③2時間以内の利用で1時間ごとの換気を要請 ④ロビー等貸出施設以外の利用を制限 ⑤飛沫飛散が懸念される発声を伴うコース、調理や飲食、人同士の接触が懸念されるダンス等については、利用者に不要不急の考えを検討いただくとともに、実施する場合には感染拡大防止策を要請 ⑥受付カウンターに飛沫予防の透明ビニールカーテン等設置 |
| 令和2年5月27日(水)～ | 制限緩和 | ・原則、各施設(部屋)の収容人員50%以内 ・その他、制限継続 |
| 令和2年9月19日(土)～ | 制限緩和 | ①大声での歓声、声援等が想定されないもの100%以内 ②大声での歓声、声援等が想定されるものの50%以内 ③その他、制限継続 |
| 令和3年3月27日(土)～ | 臨時休館 | ※令和3年5月11日(火)まで |

B 中止及び縮小した行事等

- ・体育大会(運動会):全館令和2年度開催なし
- ・公民館祭:一部中止、開催した館も常設展示や動画による活動紹介、屋外ステージでの発表に切り替えた。
- ・新春祝賀会(新春の集い):全館中止
- ・球技大会、レクリエーション大会等:一部開催
- ・公民館教室・講座関係:一部開催

C 取り組んだ主な事業等

- ・公民館使用料の返還
- ・オンラインによる公民館長会議の実施(12/21)
- ・オンラインによる島根県松江市との公民館職員合同研修会の実施(8/31)

3 図書館

A 臨時休館等の状況

| 期間 | 対応 | 備考 |
|----------------------------|-------------------|--|
| 令和2年3月26日(木)～ いながらの開館 | 利用制限を行 いながらの開館 | ・貸出・返却・予約のみ可能 ・閲覧・学習の禁止 ・滞在時間概ね30分 |
| 令和2年4月18日(土)～ 5月7日(木) | 臨時休館 | |
| 令和2年5月8日(金)～ 5月17日(日) | 利用制限を行 いながらの開館 | ・貸出・返却・予約のみ可能 ・閲覧・学習の禁止 ・滞在時間概ね30分 |
| 令和2年5月19日(火)～ | 制限緩和 | ・閲覧席の利用再開 |
| 令和3年3月27日(土)～ (4月11日まで) | 利用制限を行 いながらの開館 | ・貸出・返却・予約のみ可能 ・閲覧・学習の禁止 ・滞在時間概ね30分 |

B 中止及び縮小した行事等

- ・「ミニミニおはなしタイム」を1年間休止した。
- ・5～7月の「ピヨピヨお話タイム」は、動画配信で行った。
- ・4月～5月の「土曜日のおはなし会」は、動画配信で行った。
- ・一般向け映画会「図書館シネマ俱楽部」は、4月・5月は中止し、6月から定員を25人にして再開した。
- ・「子ども映画会」は、4月・5月は中止し、6月から定員を25人にして再開した。
- ・4月29日に予定していた「としかんこどもまつり」は中止した。
- ・4月24日に予定していたナイトライブラリー「プラキムラのコンセキ探し」は、6月28日に延期して開催した。
- ・7月24日の「Let's理科読」は、形態を変更し、講師はリモート出演で行った。
- ・12月5日の「図書館まつり」は、内容を縮小して開催した。

C 取り組んだ主な事業等

- ・館内用アクリルパーテーション設置
- ・サーマルカメラ設置

4 文化・スポーツ課関連事業及び施設

A 臨時休館等の状況

【市民体育館】

| 期間 | 対応 | 備考 |
|---------------|-----------|--|
| 令和2年4月6日(月)～ | 臨時休館 | |
| 令和2年5月18日(月)～ | 制限付きで一部再開 | アリーナ及び武道場の一般開放のみ利用再開。 |
| 令和2年6月1日(月)～ | 制限付再開 | 100人以下又は定員の50%以下に制限 |
| 令和2年6月19日(金)～ | 制限緩和 | アリーナ及び武道場 1,000人又は定員の50%以下の制限。トレーニング室利用再開(15人以下に制限)。 |
| 令和2年7月10日(金)～ | 規制緩和 | 定員の50%以下の制限。 |
| 令和2年9月19日(土)～ | 規制緩和 | 会議室通常利用再開 |
| 令和3年3月27日(土)～ | 臨時休館 | ※令和3年5月11日(火)まで |

【十三塚有料公園施設】

| 期間 | 対応 | 備考 |
|---------------|-----------|--------------------|
| 令和2年4月18日(土)～ | 臨時休場 | |
| 令和2年5月18日(月)～ | 制限付きで一部再開 | テニス、陸上競技場の一般開放のみ再開 |
| 令和2年6月1日(月)～ | 制限付再開 | 利用者を200人に制限して利用再開。 |
| 令和2年6月19日(金)～ | 制限緩和 | 通常利用再開 |
| 令和3年3月27日(土)～ | 臨時休場 | ※令和3年5月11日(火)まで |

【屋内無料体育施設】

| 期間 | 対応 | 備考 |
|---------------|-------|---------------------|
| 令和2年4月6日(月)～ | 臨時休館 | ※令和2年5月31日まで |
| 令和2年6月1日(月)～ | 制限付再開 | 100人以下又は定員の50%以下に制限 |
| 令和2年6月19日(金)～ | 制限緩和 | 1,000人又は定員の50%以下の制限 |
| 令和2年7月10日(金)～ | 規制緩和 | 定員の50%以下の制限。 |
| 令和2年9月19日(土)～ | 規制緩和 | 通常利用再開 |
| 令和3年3月27日(土)～ | 臨時休館 | ※令和3年5月11日(火)まで |

【屋外無料体育施設】

| 期間 | 対応 | 備考 |
|---------------|-------|--------------------|
| 令和2年4月18日(土)～ | 臨時休場 | ※令和2年5月31日まで |
| 令和2年6月1日(月)～ | 制限付再開 | 利用者を200人に制限して利用再開。 |
| 令和2年6月19日(金)～ | 制限緩和 | 通常利用再開 |
| 令和3年3月27日(土)～ | 臨時休場 | ※令和3年5月11日(火)まで |

【文化会館】

| 期間 | 対応 | 備考 |
|---------------------|-------|-----------------------|
| 令和 2 年 4 月 6 日(月)～ | 臨時休館 | |
| 令和 2 年 5 月 18 日(月)～ | 制限付再開 | 定員の 50%とする等 |
| 令和 3 年 3 月 27 日(土)～ | 臨時休館 | ※令和 3 年 5 月 11 日(火)まで |

【歴史民俗資料館】

- ・開館日を令和 2 年 4 月 26 日から令和 2 年 5 月 31 日に延期した。
- ・展示室、体験学習室の利用者を 50%に制限
- ・令和 3 年 3 月 27 日～臨時休館(※令和 3 年 5 月 11 日まで)

B 中止及び縮小した行事等

【スポーツ振興関連】

- ・令和 2 年 10 月 18 日開催予定だった健康づくりトータルスポーツ大会中止。
- ・令和 3 年 2 月 21 日開催予定だった小学生ドッジボール大会中止。
- ・リフレッシュヨガ教室、リズムエクササイズ教室、シニア向け健康エクササイズ教室、なとりんキッズフィットクラブ、卓球指導、トレーニング指導、ちびっこ体操教室、テニス教室の 4 月、5 月開催分中止。
- ・6 月から 10 回で開催予定だった生き生きスポーツクラブを 8 月から 8 回での開催に縮小。
- ・市内 3 高校野球定期戦(令和 2 年 10 月 24 日開催)は、学校関係者のみの観覧とした。

【文化振興関連】

- ・能楽体験アウトリーチ:3 校(増田小、高館小、ゆりが丘小)中止
- ・宮城県巡回小劇場:館腰小 全学年対象から 6 年生に縮小変更(341 人予定⇒60 人)
- ・なとり文化芸術祭(令和 2 年 10 月 24 日～25 日予定) 中止
- ・名取こどもミュージカル(令和 2 年 6 月 19 日) は開催中止し、映像による上映会(令和 2 年 10 月 31 日)に変更

【文化財関連】

- ・歴史民俗資料館開館記念式典について規模縮小
- ・市内の小学 6 年生全クラスの訪問学習中止

C 取り組んだ主な事業等

- ・市民体育館備品 非接触型体温検知カメラ 2 台設置
- ・文化会館管理備品体温検知カメラ 4 基、空気清浄機 28 台購入
- ・歴史民俗資料館 非接触型体温計、スタンドアローン型AIサーマルカメラ購入
- ・文化会館、市民体育館においては、指定管理者において感染予防のための消耗品等を購入した。(消毒薬等)
- ・文化会館中ホール 令和 2 年 11 月 26 日消毒(指定管理者が費用負担)

«参考» 宮城県内のこれまでの緊急事態宣言等について

(令和2年4月～令和3年3月)

緊急事態措置

宮城県全域を対象区域として以下の措置を今までに実施しています。

緊急事態措置

| | 緊急事態措置の内容(根拠条文) | 措置の期間 |
|---|--|-------------------|
| 1 | 外出の自粛要請(法第45条第1項) | 令和2年4月17日から5月6日まで |
| 2 | 催物の開催自粛の要請(法第24条第9項) | |
| 3 | 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請等(法第24条第9項) | 令和2年4月25日から5月6日まで |
| 4 | 商店街やスーパー・マーケット等における感染拡大防止についての協力要請(法第24条第9項) | 令和2年4月24日から5月6日まで |
| 5 | 施設の使用停止要請及び要請した旨の公表(法第45条第2項及び第4項) | 令和2年4月29日から5月6日まで |
| 6 | 外出の自粛要請等(法第24条第9項) | |
| 7 | 催物の開催自粛の要請(法第24条第9項) | |
| 8 | 施設における感染防止対策の徹底の要請(法第24条第9項) | 令和2年5月7日から5月14日まで |
| 9 | 職場における感染防止対策等に係る取組の要請(法第24条第9項) | |

特措法第24条第9項に基づく協力の要請

宮城県全域を対象区域として以下の協力の要請を今までに実施しています。

特措法第24条第9項に基づく協力の要請

| | 要請の内容(根拠条文) | 要請の期間 |
|---|---|---|
| 1 | 外出について(県民向け)の要請(法第24条第9項) | |
| 2 | 職場における取組について(事業者向け)の要請(法第24条第9項) | |
| 3 | 催物(イベント等)開催について(催物主催者向け)の要請(法第24条第9項) | 令和2年5月15日から5月25日まで |
| 4 | 施設における取組について(施設管理者向け)の要請(法第24条第9項) | |
| 5 | 接待を伴う飲食店、その他酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請(法第24条第9項) | |
| 6 | 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項) | 令和2年7月20日から当面の間 |
| 7 | 接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)に対する営業時間短縮の協力要請(法第24条第9項) | <p>【第1期】 令和2年12月28日午後10時から 令和3年1月12日午前5時まで</p> <p>【第2期】 令和3年1月12日午後10時から 令和3年1月27日午前5時まで</p> <p>【第3期】 令和3年1月27日午後10時から 令和3年2月8日午前5時まで</p> |

※ 宮城県Webサイトより

VI 学識経験者の意見

令和2年度事業について教育委員会が行った点検・評価の結果について、学識経験者2名の意見を聴取した。次にその意見を掲載する。

.....

○ 岡田郁子（名取市大手町在住） 元不二が丘小学校長

令和2年度名取市教育委員会点検・評価報告書並びに各課からの説明をもとに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検を行い、所見を述べる。

1 生涯学習振興施策の推進について

令和2年3月に名取市生涯学習振興計画が策定され、それに基づいての活動が有意義なものになるよう努めさせていただいた。大人数で集まることが出来ない中「なとりまなびフェスティバル」や生涯学習グループの「自主企画講座」、「出前講座」が開催され、「出前講座」については、新規講座が22も増加したことは画期的なことだと考える。地域学校協働活動では地元の農家や企業とのコラボ、下増田公民館・下増田児童センター合築懇話会には子どもを含め各世代からの意見・提案を聞く試みを行っていること、大変有意義な試みだと考える。今後も、多くの世代の意見・提案を吸い上げて欲しい。

2 学校教育の充実について

コロナ禍の中、市内全学校に大型モニター、児童生徒一人一人にタブレットが配布された。これを大きな転換期と捉え、未来の日本を担う子供たちのために、ますます活用していって欲しい。全国学力・学習状況調査、指導主事訪問、教育課程地区研究協議会等、例年の形では行えなかつたが、例年に増して工夫を重ねていること頭が下がる。これからも「主体的・対話的で深い学び」の充実を図り、適切な指導実践に努めていただきたい。不登校・いじめ等の未然防止は難しい課題である。「いじめは絶対にいけない」という児童生徒の意識の向上を図ると共に、教職員の意識の醸成にもますます力を注いで欲しい。また、「児童生徒の命を守ること」を第一に、引き続き防災教育力の向上にも努めてもらいたい。

3 社会教育の充実について

令和2年度は、中止、延期になった公民館事業、図書館事業があり、また各施設の閉館などもあった。それにより、社会の一員として生きることの大切さを再認識できたように思う。「子育てサポート養成講座」の開催により、支援チーム員が10名増加したことであった。これから社会を健全に保っていくためには家庭教育への支援は重要な課題である。また、地域活動への支援、あらゆる世代の自主的な学習活動への支援も大切である。図書館事業については「心を、人生を豊かにする」読書体験のため、魅力的な工夫を続けて欲しい。市民を巻き込んでの図書館運営も続けていっていただきたい。

4 文化芸術の振興について

歴史民俗資料館が開館し、体験学習事業（まが玉、ミニ縄文土器づくり体験）などを行い、ボランティア20名の登録があった。利用依頼や相談等も増えつつあるということである。リピーターを増やすためにも、積極的な情報発信に努めていっていただきたい。文化会館の運営については、今年度は十分に行えなかつた芸術性の高い魅力的な芸術文化に触れられる機会を充実させていただきたい。

5 スポーツの振興について

総合型地域スポーツクラブの育成、民間スポーツクラブとの連携促進（講師派遣等）など、新たなスポーツ活動の推進に力を尽くしていただいた。震災後の努力に、そしてコロナ禍でのスポーツ振興への努力に感謝する。

我々は今回の経験で、歩くだけでも、外に出るだけでも、心と体をリフレッシュ出来ると実感した。引き続き市民の心身の健康を維持するため、スポーツ活動の推進に尽力してほしい。

6 おわりに

今後も市民のニーズや意見を反映させた施策を行うことを期待している。また、震災から今日までの対応、令和元年度末からのコロナ感染症への対策等、教育委員会の努力と誠意ある奮闘に敬意を表す。

.....

○ 高 橋 澄 夫（岩沼市里の杜在住）

元名取市立第一中学校長

令和2年度名取市教育委員会点検・評価報告書並びに各課からの説明をもとに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検を行い、所見を述べる。

1 生涯学習振興施策の推進について

新しく策定された生涯学習振興計画に沿って、生涯学習推進大会の効果的な運営方法や内容の検討、自主企画講座並びにマナビィ講師派遣事業の更なる内容の工夫と実施によって、コロナ禍の中にあっても市民の学習機会の創出及び充実が図られていること等について報告があった。また、市内9学校区による地域学校協働活動がそれぞれの地域ごとの特色を生かして展開され、地域住民が支え合う横の連携づくりが創出されていることも大いに評価できる。今後、新たな生涯学習振興計画に基づいた施策をいかに広く効率的に市民へ広報し、参加の促進と地域・参加者のニーズに対応できるよう、他関係機関との連携とICT機器の活用による企画の充実が効果的に図られるよう、更に工夫・検討をお願いしたい。

2 学校教育の充実について

新型コロナの影響による制約はあったものの、各校ごとの分析・考察に基づいた授業づくりや指導方法の工夫改善への取組、教員補助者・特別支援教育支援員の配置・増員による支援体制の整備など、個に応じたきめ細かな指導・支援体制づくりの充実が大いに評価できる。また、各学校での日常的な観察調査ときめ細かく丁寧な指導によるいじめの早期対応・未然防止への取組が市全体で共有され、更にいじめの根絶に向けて人間関係の構築に重点を置いた指導が重視・継続されていること、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・訪問指導員の配置による教育相談体制の充実により児童生徒の心的安定が図られていること等、教育委員会・学校・関係機関が連携し一体となった取組を高く評価したい。

今後、新教育課程の適切な実施やICT機器の効果的な活用、防災教育の充実と児童生徒の心のケアの継続、教員研修の更なる充実と勤務状況の改善など課題の解消に向けて、教育委員会はじめ市の支援体制がより充実・強化されることを期待する。

3 社会教育の充実について

コロナ禍による企画の中止や縮小などの制約が求められる中でも、ジュニアリーダーの育成事業や各種講座、事業に関する企画・運営など、創意工夫をこらしできる限りの内容の充実を目指した社会教育事業の実施状況がうかがえる。特に、新たにスタートした地域学校協働活動の推進に向けたきめ細やかなサポートにより、子どもと地域住民のつながりが深まり満足感の充足に繋がっていることは高く評価できる。また、社会教育施設の適正な維持管理及び修繕・改修が計画通り図られ、サービスの向上と利便性の向上が図られたことに関して、教育委員会のこれまでのご努力に敬意を表する。今後、市民・地域住民の学習活動の拠点としての社会教育施設の利用促進と効率的な運営が更に図られ、地域住民の学習機会の充実と指導者の人材育成がより適切に進められることにより、地域の教育力の向上に資するよう関係機関の一層の工夫・改善を期待する。

4 文化芸術の振興について

コロナ感染防止対策をとりながら、巡回小劇場等の実施による豊かな情操形成や文化会館管理運営事業の推進による利用者サービスの向上、文化芸術団体の育成支援事業の適切な実施について報告があった。また、歴

史民俗資料館を拠点とした学習交流や歴史文化事業の実施、市文化財保護管理・整備活用事業の適切な実施により、児童生徒の多様な学習機会の創出及び幅広い市民の連携強化、地域活性化の有効な資源として再評価されているとの報告があった。今後、より市民のニーズに基づいた企画運営や情報発信、サービスの更なる向上と効率的な管理運営に向け、活用促進のための体制の工夫・改善を期待する。

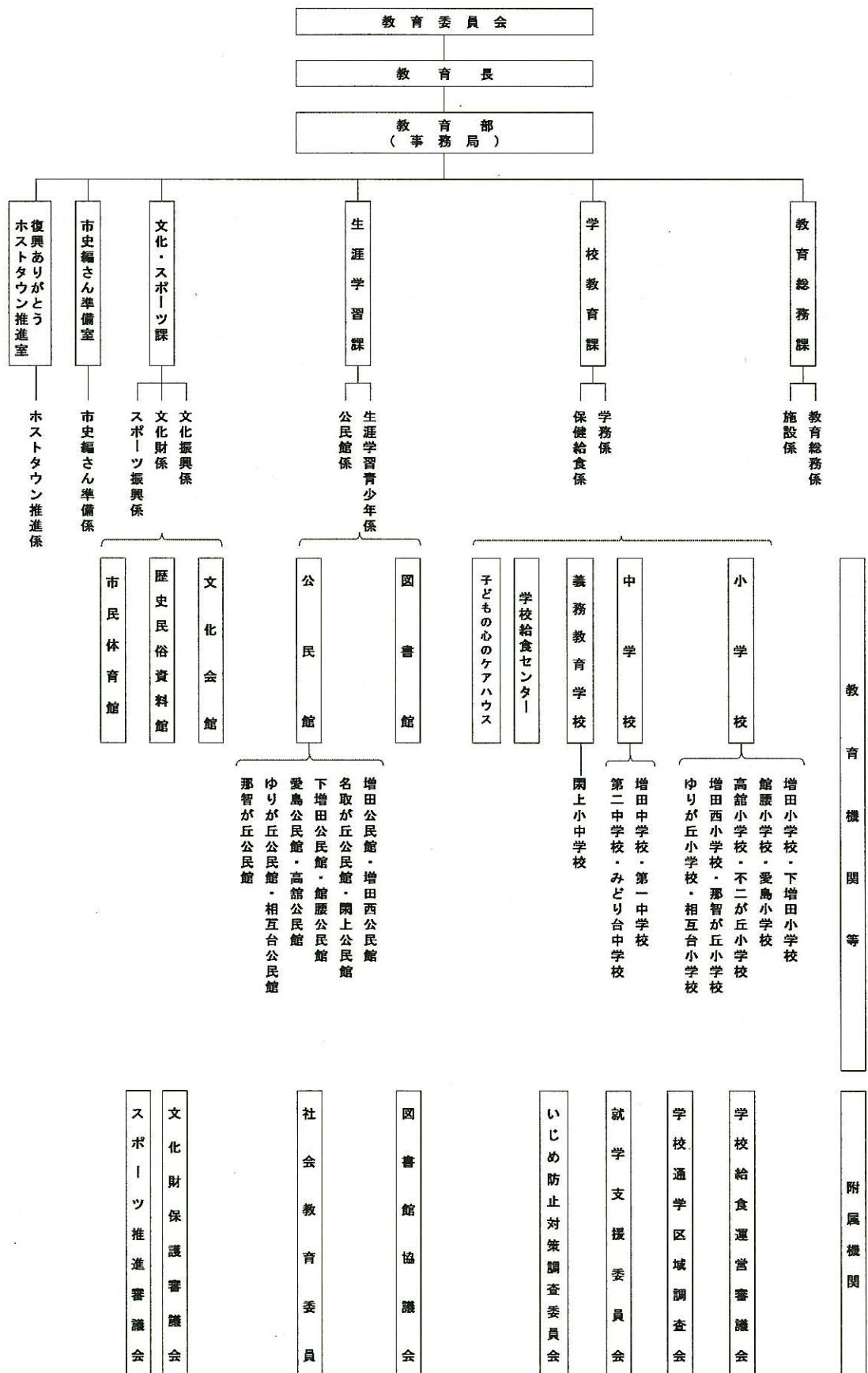
5 スポーツの振興について

東日本大震災で被災した閑上グランドが利用再開され、市内各体育施設の整備修繕事業の計画的な実施による安全性の向上が図られると共に、学校等の協力によるスポーツ機会の提供と利用者のニーズに合わせたスポーツ行事等の工夫により、市民の健康増進と体力向上の機会を提供できたとの報告があった。今後、経年劣化した施設の計画的な整備修繕を適切に進めると共に、幅広い年代の市民がよりスポーツに親しみ健康増進が図れるよう支援をお願いしたい。

6 おわりに

東日本大震災により被災した施設の復興完了により全ての施設が利用可能となったことと併せ、新規に歴史民俗資料館事業がスタートしたことにより、児童生徒並びに市民の学習機会が充実するとともに市民サービスが一層向上したことは、誠に喜ばしい限りである。コロナ禍の様々な制約がある中で、教育委員会をはじめこれまでの関係各位のご尽力に心から敬意と感謝を表する。今後とも、子どもたちや市民が生き生きと学習活動に取り組めるような特色ある事業の推進に、最大限のご支援をお願いしたい。

令和2年度 教育委員会の組織機構



名取市教育委員会点検・評価報告書

令和3年12月発行

名取市教育委員会

〒981-1292

住所 名取市増田字柳田570番地の2

電話 022-724-7169(教育部 教育総務課)

FAX 022-384-9690